

積算参考資料（工事）

工事主管課 宇佐・高田・国東広域事務組合

1 概要

工事名 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(リサイクル棟建設工事)

工事場所 大分県宇佐市大字西大堀字立出地内

2 工事概要

建築一式工事

建築主体工事

リサイクル棟

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

階数 地上3階

延面積 約4,600㎡

屋根 折板

外壁 ALC、コンクリート打ち放し複層塗材

基礎 杭基礎

3 工種区分 建築主体工事

4 参考歩掛書 公共建築工事標準単価積算基準 歩掛適用年月日 令和4年4月

5 単価適用年月日 令和4年9月 公共建築工事標準単価積算基準

6 施工時間制約の有無 有 (無)

7 時間的制約の有無 有 (無)

8 イメージアップの有無 有 (無)

9 留意事項

- (1) 数量内訳書は、発注者が用いた積算資料を、参考として提示するものである。
- (2) 別紙仕様書、現場説明書参照のこと。
- (3) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置等については、建設業法第19条の2、同法第26条及び同法第26条の2に定めるところによるものとする。
- (4) 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事務所等において専任を要するとされている者は、現場代理人として配置できない。また専任の主任技術者又は専任の監理技術者としても配置できない。
- (5) 受注者は、建設資材を調達する場合には、大分県内で産出、生産または製造されたものを優先して使用すること。
- (6) 当該工事に係る設計業務等の受託者(内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体・(公)全国都市清掃会議・(株)日建技術コンサルタント)又は当該受託者・再委託者と資本、人事面において関連がある者は、当該入札に参加できない。

(7) 落札制限

1) 本案件は落札制限対象工事である。

2) 落札制限対象工事は次のとおりとする。

- ・宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(焼却棟建設工事)
- ・宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(リサイクル棟建設工事)
- ・宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(管理棟及び付属棟建設工事)
- ・国東サテライトセンター施設整備事業(建屋建設工事)

3) 上記工事については、いずれか1つの工事の落札者にしかなれないものとする。

4) 上記工事のいずれか1つを落札した者が行った入札のうち、落札決定より後に開札される上記工事の入札については無効として取り扱う。

(8) 下請けについて

1) 一般建設業の許可のみ有するものについては下請発注限度額は、4,000万円未満である。
ただし、建築一式工事の場合は、下請発注限度額は、6,000万円未満である。

(9) その他

1) 支払い限度額の割合を下記のとおりとする。

令和4年度 約0% 令和5年度 約23.9% 令和6年度 約76.0% 令和7年度 約0.1%

2) 出来高予定額の割合を下記のとおりとする。

令和4年度 約0% 令和5年度 約23.9% 令和6年度 約76.0% 令和7年度 約0.1%

3) 前払い請求可能な回数を下記のとおりとする。

令和4年度 0回 令和5年度 1回 令和6年度 1回 令和7年度 1回

4) 中間払い請求可能な回数を下記のとおりとする。

令和4年度 0回 令和5年度 1回 令和6年度 1回 令和7年度 1回

5) 部分払い請求可能な回数を下記のとおりとする。

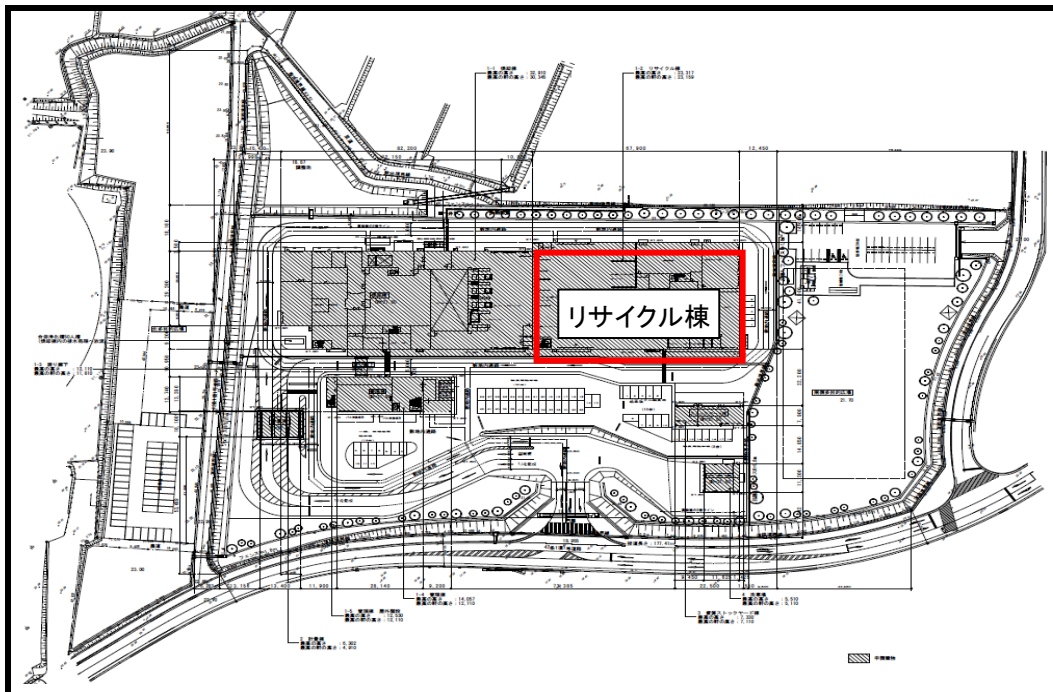
令和4年度 0回以内 令和5年度 3回以内 令和6年度 3回以内 令和7年度 3回以内

※中間前払い、部分払いについては契約締結前にいずれかを選択すること。

広域地図



配置図



現 場 説 明 書

施工条件明示		下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので参考のため明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、発注者と協議し適切な措置を講じるものとする。	
明示項目		明示項目	制約条件等
I	工程関係	① 関連する別途発注工事あり	ア. 工種 (焼却棟建設工事、電気設備工事、機械設備工事、管理棟外付属棟建設工事) イ. 着工予定 (令和4年12月～令和7年6月)
		2 施工時期の制約、施工方法の制限あり	ア. 工種 () イ. 期間 () ウ. 方法 ()
		③ 関係機関との協議あり	ア. 協議者 (随時) イ. 期間 (随時)
		4 その他 ()	
II	用地関係	1 用地・補償物件等の未処理部分あり	ア. 区間 (No. ~No.) イ. 処理見込時期 (年 月)
		2 仮設ヤード等の使用条件あり	ア. 場所 () イ. 期間 ()
		③ その他 (埋戻し土の一時保管場所)	ア. 場所 (工事場所) イ. 期間 (施工中)
III	公害関係	1 施工方法の制限あり	ア. 騒音 イ. 振動 ウ. 水質 エ. その他 () オ. 施工方法 () カ. 作業時間 ()
		2 事業損失防止に関する調査あり	ア. 調査の項目 ()
		3 その他 ()	
IV	安全対策関係	1 近接作業制限あり ()	ア. 工法制限あり () イ. 作業時間制限あり ()
		2 発破作業制限あり	ア. 防護工法指定あり () イ. 作業時間制限あり ()
		3 交通整理員等の配置	ア. 配置人員 (人) イ. 作業時間帯 (昼間 ・ 夜間 ・ 24H) ウ. 交代要員 (有 ・ 無) エ. 期間 (日・月)
		4 その他 ()	
V	工事用道路関係	1 一般道路 (搬入路) の使用制限あり	ア. 搬入経路指定あり () イ. 作業時間制限あり ()
		2 一般道路の占有可能	ア. 全面占有可 () イ. 片側占有可 () ウ. 時間制限あり ()
		3 仮設道路の設置条件あり	ア. 一般交通供用あり () イ. 安全施設必要 () ウ. 路面工 (工種) エ. 工事完了後存置 ()
		4 その他 ()	
VI	仮設備関係	1 仮設物の指定または一部指定	ア. 工種 ()
		2 仮設構造物の転用、兼用あり	ア. 仮設構造物 ()
		3 その他 ()	
VII	残土・産業廃棄物関係	1 残土の処理条件あり	ア. 場所 () イ. 運搬距離 (km) ウ. 投棄料計上あり エ. 押土、整地必要
		2 産業廃棄物の処理条件あり	ア. 種類 () イ. 運搬距離 (km)
		3 その他 ()	
VIII	工事支障物件等	1 占有支障物件あり	ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. 下水道 オ. () カ. 移設、撤去、防護方法等 ()
		2 新設占有物件と重複工事あり	ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. 下水道 オ. () カ. 内容 ()
		3 その他 ()	
IX	排水工 (濁水処理含)	1 濁水、湧水等の処理条件あり	ア. 方法 ()
		2 その他 ()	
X	薬液注入関係	1 施工、管理方法の条件あり	ア. 施工区分 () イ. 注入材料及び注入量 () ウ. 施工範囲 () エ. その他 ()
XI	その他	1 現場発生材あり	ア. 品名 () イ. 納入場所 ()
		2 支給品あり	ア. 品名 () イ. 納入場所 ()
		3 関係機関、自治会等の条件あり	ア. 内容 () イ. 該当工種 () ウ. 条件等 () エ. その他 ()
		4 その他 ()	

特記仕様書

第1条 (指示・承諾・協議)

承諾又は協議を要する事項については、工事打合せ簿により行うものとする。

※「工事打合せ簿」の電子データは、宇佐・高田・国東広域事務組合ホームページ内 (<https://www.utk-kouiki.jp/bid/publication>) にて掲載している。

指示を要する事項については、監督員指示書により行うものとする。

第2条 (下請負人の選定)

受注者は、指名停止期間中の者を下請人とすることはできない。

第3条 (再生資材等の利用)

本工事においては、原則として再生資材等を利用することとする。

第4条 (暴力団等の契約からの排除)

1) 受注者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第48条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

- ① 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に関し、受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2) 下請契約等の相手方に対しても、上記1)の趣旨について周知すること。

第5条 (現場代理人の工事現場への常駐)

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。

ただし、発注者との連絡体制が確保され、かつ、次の1)に該当する期間において、発注者が認めた場合には工事現場への常駐を要しない。

- 1) 工事現場が稼働していない期間
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている
 - ④ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

第6条 (主任(監理)技術者の要件及び専任を要する期間等)

1) 本工事の落札者は、建設業法第26条に定める主任(監理)技術者として、直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。なお、配置期間は工期の始期日から目的物引渡の日までとする。

また、落札価格(税込み)が7,000万円以上の場合においては、入札の申込みがあった日(指名競争入札に付す場合であって入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)(以下、「入札の申込みがあった日等」という。)以前3箇月以上前に雇用された者を本工事に専任で配置しなければならない。

ただし、配置技術者の専任期間については、契約工期を原則とし、次のとおり取り扱う。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との協議において定める。
 - ② 配置技術者は、原則として完成期限まで工事現場への専任を要するものとするが、完成期限までに検査が終了した場合(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)については、その後の事務手続、後片付け等の期間における工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日(検査結果通知書における検査年月日)とする。
 - ③ 専任で配置する主任技術者は、本工事と近接工事(諸経費調整を行う工事に限る)が密接な関係にある場合に限り、兼任を認める場合がある。
- 2) 本工事の落札者は、主任技術者等選任通知事務処理要領に基づき、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書」を落札決定から7日以内に発注者に提出すること。提出については、当該配置技術者と直接的な雇用関係を有すること又は、入札の申込みがあった日等以前3箇月以上前に雇用された者であることを証する客観的資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付しなければならない。
- 3) 本工事の落札者が、上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できない場合は、契約を締結しないこととなるため、契約辞退届を発注者へ提出すること。
- また、落札決定後に上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置となることがある。

第7条 (設計変更の手続き)

設計変更については、宇佐・高田・国東広域事務組合公共工事請負約款及び公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書によるものとする。

第8条 (建設副産物の処理)

本工事の受注者は「建設副産物適正処理推進要綱の改正について(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成14年5月30日)」を遵守して「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」を「建設副産物情報交換システム(COBRI S入力システム)(以下「システム」という)」で作成し、施工計画書に添付のうえ、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

工事施工中に「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。

工事完了後には速やかにシステムにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書(様式1)」「再生資源利用促進実施書(様式2)」及び工事登録証明書(COBRI Sシステムにより出力)を監督員に提出するものとする。

なお、収集、運搬、処分いずれか又は全部を他に委託する場合は、知事の許可を受けた処理業者に限るものとする。

※「COBRI S入力システム」については、建設副産物情報センターのホームページから利用できる。

URL : <http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>

第9条 (建設発生土の処理)

建設発生土の処理は前条(建設副産物の処理)によるほか、下記のとおりとする。

- 1) 受注者は、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成18年11月1日施行。以下「土砂条例」という)」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。
なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(国土交通省平成15年10月)」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。
- 2) 土砂条例における「特定事業」とは土砂等のたい積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、たい積行為を行う事業であって、土砂等のたい積行為に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいう。
- 3) 受注者は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、前条(建設副産物の処理)により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。
- 4) 受注者は、土砂条例における特定事業場へ土砂等を搬出する場合、搬出に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し特定事業の事業者提出するものとする。
なお、監督員の指示により土壌調査を行った場合、もしくは5,000m³以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「安全基準適合証明書」(同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書(計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限る))を添付するものとする。
- 5) 受注者は、特定事業の事業者提出した上記4)の書類の写しを、監督員に提出するものとする。
- 6) 受注者は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要が生じた場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記3)～5)を行うものとする。
- 7) 受注者は、特定事業場へ搬出する場合、特定事業場の区域内において当該工事から搬出した建設発生土と他の土砂が区分できるように努めるものとする。

※「検査試料採取調書」「採取元証明書」の様式(電子ファイル)は、大分県ホームページ内(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)に掲載している。

第10条 (排ガス対策型建設機械の使用)

- 1) 本工事において一般工用建設機械を使用する場合は、「排ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成14年4月1日付国土交通省総施発第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りでない。
- 2) 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同様の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。
- 3) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。

第11条 (数量内訳書の取り扱い)

- 1) 数量内訳書は、本工事の積算をする際の参考資料として提示するものであり、これに記載されている項目、数量等に関するものは設計変更及び質問の対象にはならない。
- 2) 入札の際は、設計図書に従い積算を行い、疑義があれば質問等により早期の解消に努めること。

第12条 (材料及び下請業者)

- 1) 受注した市発注工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り市内業者を活用するよう努めるものとする。
- 2) 建設資材等の購入についても、可能な限り市内業者から購入するよう努めるとともに、積極的に市産材の活用を努めるものとする。

第13条 (縮小図面の添付)

本設計図書には、A-3サイズに縮小した図面を添付している。受注者には、契約後すみやかに原図等を貸し与える。また、本設計図書に添付している図面については、記載されている縮尺値が実際と異なるため、注意すること。

第14条 (ワンデーレスポンスの実施)

- 1) 発注者は、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「1日以内」に回答するよう対応する。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「1日以内」にする。
- 2) 受注者は、計画工程表の提出にあたり、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議をおこなうこと。
- 3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施工程を比較照査して差異が生じた場合は、速やかに的確な状況の資料等を作成し文書にて監督員へ報告すること。
- 4) 受注者は、発注者からの「指示」等に対する対応もワンデーレスポンスの主旨により対応すること。
※ 「指示・承諾・協議書」の電子データは、宇佐・高田・国東広域事務組合ホームページ内 (<https://www.utk-kouiki.jp/bid/publication>) にて掲載している。

第15条 (工事実績情報の登録)

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 工事受注時 | 契約締結後10日以内 |
| 2) 登録内容の変更時 | 契約変更締結後10日以内 |
| 3) 工事完成時 | 工事完成後10日以内 |

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

◎登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

第16条 (法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第17条 (法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出及び予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額)

「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する大分県計画」における法定福利費等経費の適切な確保並びに法定福利費を適切に負担する事業者による公平で健全な競争環境を確保する観点から、工事価格の内数として法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出すること。法定福利費とは、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額のことをいう。

なお、本工事の予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額は、別紙「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」のとおりである。

(別紙)

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額

工 種	営繕工事
予定価格	¥1,871,204,500
(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額 (税抜き)	¥85,054,750

「(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」は、あくまで現場管理費に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」に乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。